

登米市病院事業中長期計画(改定のポイント)

1. はじめに

総務省より、令和4年3月29日付けで「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(以下、本ガイドラインという。)が示され、令和5年度までに、計画期間を令和9年度までとする公立病院経営強化プランを策定することが要請された。

併せて、既に平成27年3月に示された新公立病院改革ガイドラインに基づき、新公立病院改革プランを策定している場合は、本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加することで足りるともされている。

本市では、新公立病院改革ガイドラインの内容が反映された登米市病院事業中長期計画を平成28年に策定(令和3年2月改定)していることから、本ガイドラインにおいて要請されている事項のうち、不足している部分を追加するとともに、計画の延長に伴う医療機能の指標、数値目標及び収支計画の数値について追加することとする。

2. 計画期間の延長

平成28年度～**令和7年度** → 平成28年度～**令和9年度**

【前期】第3次病院改革プラン(平成28～令和2年度)

【後期】第4次病院改革プラン(令和3～7年度)

【改定】第4次病院改革プラン(令和3～9年度)

3. 追加事項(公立病院経営強化ガイドラインより)

【医師・看護師等の確保と働き方改革】

- 1 医師・看護師等の確保
- 2 医師の働き方改革への対応

【新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組】

- 1 感染拡大時における体制整備
- 2 感染拡大時に備えた人材の育成

【施設・設備の最適化】

- 1 施設・設備の適正管理
- 2 デジタル化への対応

4. 経営基本計画改定(案)の内容

【Ⅱ. 医師・看護師等の確保と働き方改革】 ⇒ P37

1 医師・看護師等の確保

- (1) 医師・看護師等の医療従事者確保のための取組
大学病院等に対する常勤医師の派遣要請、看護師養成施設に対する働きかけ、奨学金制度の周知などに努める。
- (2) 医師・看護師等の派遣
市立病院間において医師派遣による診療支援を行うほか、休職等によるマンパワー不足を解消するため、看護師等の派遣に取り組む。

2 臨床研修医の受入れなどを通じた若手医師の確保

- (1) 臨床研修医研修プログラムの充実及び指導医の確保
臨床研修病院として、指導医の確保及びプログラムの充実を図る。
- (2) 専門研修医受入れの推進
初期研修を終えた専門研修医の受入れを積極的に行う。
- (3) 総合診療研修医の育成と確保(東北大学寄附講座)
医学部学生の実習を積極的に受け入れ、地域医療の担い手として期待される総合診療医の育成と確保を図る。
- (4) 地域枠医師制度の活用(東北地域医療支援修学資金等)
東北地域医療支援修学資金を活用した東北医科薬科大学卒業医師の受入れを行い、定着を目指す。

3 医師の働き方改革への対応

- (1) 適切な労務管理の推進
令和6年度から開始される医師の時間外労働規制への対応や、医師等のライフイベントに配慮した労働環境の整備に向け取り組む。
- (2) タスクシフト/シェアの推進
複数の職種が仕事を分け合い、医師の時間外労働の削減を図る。
- (3) ICT環境の整備
職員の業務効率化及び業務負担軽減対策としてのICT環境の整備を図る。

【Ⅳ. 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組】 ⇒ P41

1 感染拡大時に備えた体制整備

- (1) 病床及び転用スペースの確保と感染防護具等の備蓄
地域に必要な病床を確保する体制を整備するほか、感染症対応の医療用具の備蓄を計画的に行う。
- (2) 関係医療機関との役割分担と連携体制の構築
県及び近隣病院との連携・役割分担による医療提供の体制や、市内開業医等の関係機関との連携体制の構築を図る。

2 感染拡大時に備えた専門人材の確保と育成

- (1) 感染拡大時を想定した専門人材の確保と育成
看護師を含めた多職種の職員の感染管理関連の資格取得を推進し、専門性を有する人材の育成に努める。
- (2) 感染対策の徹底と対応方針の共有
院内感染マニュアルの適時見直しや職員間の情報共有、感染対策チームの役割や全職員の意識向上を図る。

【Ⅴ. 施設・設備の最適化】 ⇒ P43

1 登米市民病院の施設整備

- (1) 登米市民病院の果たす役割と機能
急性期医療や二次救急機能の維持と、市内各医療機関・介護サービス提供者・行政等が連携する地域包括システムの中心施設になることが必要。
- (2) 適正規模と医療機能
将来必要とされる医療機能を持つ病床の確保、新興感染症等に対応した構造となる施設整備を検討する。

2 デジタル化への対応

- (1) 電子カルテシステムの導入と統一化の検討
豊里病院への電子カルテシステム導入及び市立病院間の患者情報の共有化などの運用方法の実現に向けて取り組む。
- (2) マイナンバーカードによるオンライン資格確認
マイナンバーカードの健康保険証利用(オンライン資格確認)の促進を図る。
- (3) 情報セキュリティ対策
厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を活用しながら必要な対策を講じる。